

令和3年度稲沢市ごみ処理実施計画

1 対象区域
稲沢市全域

2 計画期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 一般廃棄物の発生量見込み

区 分	総 量
ごみ及び資源	37,518 t/年
し尿及び浄化槽汚泥	44,062 kl/年

4 一般廃棄物の排出抑制及び資源化のための方策

(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

ア 生ごみ減量の推進

家庭から出る生ごみの減量に向けて、「3キリ運動（使いきり・食べきり・水きり）」をはじめとした周知・啓発により、生ごみの減量化へ取り組めます。

イ 食品ロスの削減

食品ロスの削減に向けて、家庭で消費しきれない食品の提供を呼びかける「フードドライブ」の実施、会食での食べ残しを減らす「3010運動」の推進、ごみが出にくい調理方法を体験する「エコ料理教室」の開催等の取組みを実施します。

ウ リユース事業の推進

既存の事業（リユース文庫）を推進するとともに、地域性に合った新規事業についても、模索、検討し、更なるリユース意識の啓発を図ります。

エ 生ごみの資源化の推進

段ボールコンポストの普及・啓発や電動生ごみ処理機等の購入費補助の取組みにより、家庭から出る生ごみの資源化を推進します。

オ 雑がみの資源化の推進

可燃ごみに混入しやすい雑がみの分別について、重点的に啓発活動へ取り組むことで、雑がみの資源化の推進と可燃ごみの減量化を図ります。

カ 事業系資源の一部受入れ

事業者から出る資源について、資源化の推進及び事業者への啓発機会獲得のため、拠点回収で限定的に受入れを行います。

キ 市民による資源回収の促進

行政区で行っているリサイクル資源の分別収集や子ども会・PTA等の団体による集団回収に対して、回収したリサイクル資源の重量に応じた奨励金を交付しています。

(2) 市民への周知啓発の推進

ア 情報発信における広報・ホームページ・SNSの活用

ごみ減量に関する情報発信について、各媒体を積極的に活用し、適時適切な情報提供を行います。また、AIによるごみ分別ガイドについて、周知を行い、利用の拡大を図ります。

イ 排出指導による分別マナーの徹底

ごみ集積場所を定期的に巡回し、排出者への対し分別マナーの啓発を行います。また、不適正排出者に対する排出指導を徹底します。

ウ 出前講座の実施

市民または事業者のごみ減量意識を高めるため、地域や学校、保育園、事業所等においてごみの減量に関する出前講座を実施します。

5 ごみ処理計画

(1) 収集・運搬計画

ア 家庭系廃棄物

市は次の区分に応じて家庭系廃棄物を収集及び運搬するものとします。

区 分		主 な 対 象
可燃ごみ		生ごみ、紙くず、枝木（太さ 3cm 以下）、繊維くず、皮革類（合成も含む）、紙おむつ（汚物を取り除いたもの）、アルミホイル、軟質プラスチック製品、汚れの取れないプラスチック製容器包装
不燃ごみ		陶磁器、ガラス、鏡、電球、小型電気製品、かさ、硬質プラスチック製品、ライター（中身を使い切ったもの）、枝木（太さ 3cm 超 10cm 以下）
粗大ごみ		45 リットルの指定ごみ袋に入れて口がしばれないもの、1 点で 5kg を超えるもの及び、市が指定するもの（リサイクル料金納付済みの特定家庭用機器を含む。）
プラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装（汚れの取れないものを除く）
使用済み乾電池		マンガン乾電池、アルカリ乾電池（ボタン型電池を含み、充電式電池、バッテリー等は除く）
使用済み水銀製品		水銀温度計、水銀血圧計、水銀体温計
使用済み蛍光管		蛍光管
リ サ イ ク ル 資 源	紙類	新聞紙・チラシ、雑誌、雑がみ(名刺サイズ以上で再生できる紙)、段ボール、牛乳パック
	布類	古着、毛布、シーツ、カーテン
	ガラスびん類	飲料用、食料用、化粧品用
	金属類	スチール缶・小物の鉄類、アルミ缶
	ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用等に使われていたもの
	使用済み天ぷら油	食用植物油
	使用済み小型家電	携帯電話、電話機、ルーター、デジタルカメラ、ゲーム機、コントローラー、携帯音楽再生機、カーナビ、パソコン周辺機器、ACアダプタ、ケーブル、小型充電式電池 ※長辺 20cm 程度までの小型電気製品

このほか、排出者自ら処理施設に搬入すること（以下「自己搬入」という。）ができるものとします。

イ 事業系一般廃棄物

- (ア) 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することができない場合は、自己搬入または市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に、次の区分に応じて収集及び運搬を委託するものとします。

病院等から排出される感染性一般廃棄物については、感染性産業廃棄物と併せて産業廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

紙類等の資源化可能なものについては、資源化事業者に引き渡すなどして資源化するものとします。

区 分	主 な 対 象
可燃ごみ	厨芥類、紙くず、枝木（太さ 3cm 以下）、繊維くず、紙おむつ（汚物を取り除いたもの）
不燃ごみ	枝木（太さ 3cm 超 10cm 以下）

- (イ) ペットボトル、スチール缶・小物の鉄類、アルミ缶については、市に収集、運搬及び処分を委託することができるものとします。ただし、その性状が家庭系廃棄物と同等程度のものに限り、品目別の発生量が 1 収集日につき 45 リットルの指定ごみ袋 5 袋相当を限度とします。また、市が指定する場所への自己搬入を原則とします。

ウ 特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）対象機器

排出者が、購入した小売業者または買換えする小売業者に引取りを依頼し、必要な費用を負担した上で引渡しすることを原則とします。

区分	廃棄物の具体例
家電リサイクル法の対象となるもの	テレビ、エアコン（室外機を含む）、冷蔵庫・冷凍庫・保冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機

ただし、買換え以外で、購入した小売業者が廃業で存在しない場合または購入した小売業者が遠方で引渡しが困難な場合は、次の方法で引渡しすることとします。

- (ア) 指定引取場所への自己搬入

排出者は、「再商品化等料金（家電リサイクル料金）」を郵便局で支払い、直接下記の指定引取場所まで搬入します。

指定引取場所	
昭栄金属（株）	一宮市丹陽町五日市場字天上 126

- (イ) 市による粗大ごみ有料戸別収集の利用

排出者は、「再商品化等料金（家電リサイクル料金）」を郵便局で支払った後、市へ粗大ごみ有料戸別収集の申し込みをした上で、指定引取場所までの運搬を依頼します。

- (ウ) 許可業者への依頼

排出者は、「再商品化等料金（家電リサイクル料金）」を郵便局で支払った後、許可業者に指定引取場所までの運搬を依頼します。

エ 本市が収集しない一般廃棄物

市で処理することが困難または危険である下記のものについては、市で取り扱わないこととします。排出者は、販売店等に引取りを依頼します。

分 類	主 な 品 目
有毒性物質 ・危険物	プロパンガスボンベ、農薬、薬品、火薬類、注射針等の鋭利な医療系廃棄物
自動車用品	タイヤ、ホイール、シート、バッテリー、エンジンオイル
塗料類	ペンキ、シンナー、コールタール
建設廃材	瓦、コンクリートブロック、コンクリート片、ガレキ、レンガ、石膏ボード、断熱材、解体木材
機械等	トラクター等の農業用機械、リヤカー、二輪車、エンジン
その他	消火器、耐火金庫、ピアノ、温水器、浴槽、漬物石、FRP製品

※ これら市では収集・処理しないものの引取先を紹介するため、一定の基準を定めて引取業者の情報を募集し、ホームページや広報等で公開します。

オ 収集・運搬計画

(ア) ごみ及び資源

区分		主体	収集回数	収集方法	運搬先	年間量	
市収集	可燃ごみ	市	週 2 回	指定袋による集積場所収集	焼却施設	23,317 t	
	不燃ごみ		月 2 回	指定袋による集積場所収集	破砕施設	1,913 t	
	粗大ごみ		随時	事前申込制による各戸収集	破砕施設	138 t	
	プラスチック製容器包装		週 1 回	指定袋による集積場所収集	選別・保管施設	1,607 t	
	行政区回収		紙類	月 1 回	行政区で決められた集積場所での収集	回収拠点から直接、資源化事業者へ引渡し	1,935 t
			布類				206 t
			ガラスびん類				490 t
			金属類				166 t
			ペットボトル				148 t
	拠点回収		紙類	随時	市役所、支所、市民センター、環境センター等の公共施設（以下「公共施設」という。）に設置した回収拠点での収集	回収拠点から直接、資源化事業者へ引渡し	8 t
			布類				4 t
			ガラスびん類				4 t
			金属類				7 t
			ペットボトル				1 t
			乾電池			42 t	
水銀製品・蛍光管		資源化施設	1 t				
天ぷら油		選別・保管施設	7 t				
小型家電		3 t					

区分		主体	収集回数	収集方法	運搬先	年間量(t)	
市収集	地域ステーション	紙類	市	年 39 回	市役所、支所、市民センター等の駐車場において指定日曜日に収集	回収拠点から直接、資源化事業者へ引渡し	76 t
		布類				14 t	
		ガラスびん類				28 t	
		金属類				9 t	
		ペットボトル				4 t	
		蛍光管				資源化施設	1 t
		天ぷら油				選別・保管施設	1 t
許可業者収集	可燃ごみ	許可業者	随時	無色透明または白色半透明の45リットル以下の袋に入れて排出	焼却施設	5,358 t	
	不燃ごみ				破砕施設	115 t	
自己搬入	可燃ごみ	排出者	/	/	焼却施設	652 t	
	不燃ごみ				破砕施設	1,263 t	
	粗大ごみ						

(イ) し尿及び浄化槽汚泥

区分	主体	収集回数	収集方法	運搬先	年間量
し尿	許可業者	随時	各戸収集	し尿処理施設	3,458 k1
浄化槽汚泥					40,604 k1

(2) 中間処理計画

ア 市有施設の概要

施設名	稲沢市環境センター
所在地	稲沢市中野川端町 74
処理能力	焼却 180 t / 24 h (60 t × 3 炉) 破砕 50 t / 5 h
焼却灰資源化 (民間委託)	786 t
最終処分 (民間委託)	3,442 t

施設名	稲沢市平和浄化センター		
所在地	稲沢市平和町須ヶ谷本田 101		
処理能力	120kl/日	50kl/日	三次処理
し尿処理汚泥 (焼却処理)			1,813 t

※し尿処理汚泥の焼却残渣を含む。

イ 市内施設の概要

名称	設置場所	区分	計画処理量
コスモリサイクル株式会社	稲沢市福島町沢西 95-1	剪定枝等	1 t

ウ 市外施設の概要

名称	設置場所	区分	計画処理量
株式会社シーピーアール	海部郡飛島村大字新政成字戌之切 930-1	ペットボトル	153 t
株式会社アイホク	北名古屋市鍛冶ヶ一色西二丁目 52	プラスチック製容器包装	1,607 t
有限会社八開チップ	愛西市鶉多須町寺浦 108	剪定枝等	2,200 t
有限会社のうび緑化	海津市南濃町羽沢 957	剪定枝等	12 t
株式会社美濃ラボ	海津市平田町今尾 1195-1	実験動物の死体等	1 t
株式会社ディーアイディー	一宮市明地字井之内 34-1	食品残渣等	140 t
中部有機リサイクル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁目 1102	食品残渣等	364t
株式会社小栴屋	海部郡飛島村木場二丁目 80 番	食品残渣等	25 t
三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713	焼却灰	300 t
太平洋セメント株式会社	三重県いなべ市藤原町東禅寺 1361-1	焼却灰	400 t
デンカ株式会社	新潟県糸魚川市大字青海 2209	焼却灰	100 t

(3) 最終処分計画 (埋立て)

名 称	設置場所	区 分	計画処理量
公益財団法人愛知臨 海環境整備センター	武豊町大字東大高地先衣浦港 3号地	焼却灰等	3,800 t

(4) し尿及び浄化槽汚泥収集運搬指定区域

許 可 作 業 区 域	収集運搬許可業者
稲沢市内全域 (祖父江支所地区の市有施設を除く)	オオブユニティ株式会社 株式会社サンキョークリエイト 尾西清掃株式会社 有限会社大政 有限会社杉本清掃
祖父江支所地区の市有施設 (農業集落排水施設を除く)	有限会社吉川清掃社
祖父江支所地区の農業集落排水施設	有限会社大政 尾西清掃株式会社 有限会社吉川清掃社